

第288回青森県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 平成28年11月22日(火) 13時30分から14時20分まで
- 2 場 所 ラ・プラス青い森 3階「プリムラ」
- 3 出席委員 昆委員、田澤委員、鷹山委員、下山委員、鈴木委員、川守田委員、
日景委員、國分委員、細越委員
- 4 欠席委員 大島委員
- 5 事務局 阿部総務部次長ほか4名
- 6 議事録署名委員 川守田委員、細越委員
- 7 案 件
 - (1) 諮問・答申事項
 - 私立幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
 - 第1号 東奥幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
 - 第2号 弘前カトリック幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
 - 第3号 みどり幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
 - 第4号 富士幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可
 - 私立高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可
 - 第5号 松風塾高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可
- 8 会議の公開状況
全部公開
- 9 傍聴者 1名

10 議事概要

<開会>

事務局:ただいまから、第288回青森県私立学校審議会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、阿部総務部次長から一言御挨拶を申し上げます。

阿部次長:第288回青森県私立学校審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、天候も悪い中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、去る8月26日に青森市で開催いたしました「北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会」につきましては、昆会長をはじめ、委員皆様の御協力を賜り、無事に終えることができましたことを、心より感謝申し上げます。

本日は、5つの案件について御審議等をいただくこととなっておりますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではありませんが、御挨拶といたします。

司会:本日の出席者数について御報告します。

日景委員におかれては、若干到着が遅れる旨の連絡があり、後ほど到着する予定です。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員10名中、現時点で8名が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長(昆会長):会議に入ります。

まず、会議録署名委員を指名します。川守田委員と細越委員を指名しますので、よろしくお願いします。

<会議の公開>

議長:会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしております。

委員の皆様には、既に本日の資料を配付しておりますが、いずれの案件につきましても、これを公開したとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、御承知おきください。

<諮問>

議長:では、次第3の「諮問・答申事項」に入ります。

(事務局から各委員に諮問書の写しを配付)

議長:諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問事項は5件ありますが、まず、諮問第1号「東奥幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」、諮問第2号「弘前カトリック幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」、諮問第3号「みどり幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」、諮問第4号「富士幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」については、同様の案件ですので、事務局から一括して説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長:それでは、諮問第1号、第2号、第3号及び第4号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

細越委員:諮問第3号についてですが、3歳児が20名増で1学級プラスとなっておりますが、資料の下段に過去5年間の園児数の推移が載っていますが、参考までに3歳児、4歳児、5歳児の内訳は年度別でわかりますか。

事務局:過去5年間の園児数の内訳は、本日手元に資料がありません。ただし、平成28年度においては、平成28年5月1日時点で、3歳児17人、4歳児27人、5歳児27人の計71人となっております。

細越委員:結局、3歳児の定員を増やすとしていることから、3歳児が増えている傾向があるのかと思ってお伺いしたものです。

議長:細越委員がおっしゃいましたが、3歳児を増やすというのは何か考えがあるのか、わかりますか。

事務局:満3歳児から入園が可能なのですが、満3歳児の定員につきましても20名程度を目途に受け入れするというので、満3歳児20名、3歳児40名の計60名を3歳児の定員として変更することとしているものです。今回諮問している他の3園についても、満3歳児の定員を含んでいるのですが、諮問第3号のみどり幼稚園におきましては、満3歳児の受入を積極的に進めてい

くということで、このような変更内容としたものです。

議長: 諮問第2号の弘前カトリック幼稚園についてですが、変更理由が他の理由の「収容定員と実員の乖離」ではなく「園舎の改築に伴う変更」となっていますが、改築により狭くなるということなんでしょうか。

事務局: 弘前カトリック幼稚園につきましては、改築するということが、今までの実態に合わせた園舎に改築するということが、これまでも収容定員と実員が乖離していた状況にありましたので、認可定員に合わせた園舎を建設すると過剰な教室ができてしまうので、そこで今回は実態に合わせた園舎を建てることとし、また、定員につきましても実態に合わせることにしたものです。

従いまして、改築とありますが、収容定員と実員の乖離ということも含めてということでございます。

議長: 他にいかがでしょうか。

大幅な収容定員の減となっているようですが、1学級減とした場合、1つのクラスの人数が増えることになる訳ですが、それに対しての子どもたちへの配慮の観点で見れば、教職員の定員は現状通りということで、その点については大丈夫であろうと思います。

他に御意見はないでしょうか。よろしいでしょうか。

議長: それではほかに発言がないようであれば、審議を終わらせて、諮問第1号、第2号、第3号及び第4号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: それでは、審議の結果、諮問第1号、第2号、第3号及び第4号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第5号「松風塾高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可」について、審議して参ります。では、事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: それでは、田澤委員もおられますので。

司会: 本件についての関係者であります田澤委員におかれましては、暫時退席いただき、しばしロビーでお待ちください。

議長: 田澤委員は理事長でありますので、一時的に退席をお願いしました。

それでは、諮問第5号について審議いたします。ただいまの説明に対し、御意見・御質問等ございませんか。

鷹山委員: 田澤委員が御苦労されていることは、こうした生徒数の数字で理解できますが、現在の在籍生徒数は47名とのことですが、3学年全体でということになりますか。

事務局: そうです。

鷹山委員: そうですと、1学年2クラスあるということなので、1学年15名程度ということになるのでしょうか。

事務局: そうです。

鷹山委員: 普通の高校であれば1学級30名以上あってもいいのではないかという気もします。

15名程度であれば、行き渡った教育ができるという面もあると思います。しかし、こうした生徒数であれば今後心配になるところでもあり、学校側の判断になるものとは考えますが、あらかじめ県に相談・協議などはあったのでしょうか。

事務局: 今回の申請については、今年度に入り相談があったものです。定員数について、どの程度にするのかは、我々の方から何か申し上げるというものではなく、学校法人の考えを承るといふ状況にあります。

鷹山委員: 学校が所在する平内町自体の人口が減少、少子化という状況に加え、立地としても山深いところにあり、生徒の確保に御苦労されていると思います。以前の記憶では、全寮制であったと思いますが、現在もそうなのでしょうか。

事務局: 現状でも全寮制です。

議長: 私立高校の場合には、定員が充足できるかとなると中々難しい状況になってきていると思います。その中で、何人位の人数になれば十分な教育ができるのかという問題になると、少人数の学級が良いという意見もあれば、ある程度的人数がいけないといけないという意見もあります。

ただ、私立の学校の場合には、学校独自の考え方や建学の精神もあり、その中でどのように教育していくかが重要となってくる訳ですが、教育の中身については本審議会では議論できないところでもあります。

今回収容定員を1学年35名にすることとしておりますが、さらに下回る状況になりますと、学校法人が一番心配していることとは思いますが、教育上の問題は出てこないかということにはなってくるかもしれません。

鷹山委員:学校が十分に考えた結果だと思しますので、結果として受けとめたいと思います。

議長:結局、定員として動かすことはできても、実際に入学者を確保できるかということは、数字の計算だけではいけない訳で、難しいところがあると思います。

実態に合わせるための変更ということですが、ほかに発言がないようであれば、審議を終わります。諮問第5号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長:では、田澤委員に入室願います。

それでは、審議の結果、諮問第5号については、認可が適当であると答申するものとします。

田澤委員がお出でですので、一言何かあれば、いかがでしょうか。

田澤委員:教団の信徒の人口構成も国内の状況とほぼ同じであり、少子化の影響も同じように生じてきている結果といえます。あとは、教団の子弟のみを対象としている訳ではないのですが、一般的にそのような子弟のみという認識が多いようで、呼びかけても反応が薄く、誤解を払拭していく必要があり、今、PR等の進め方、啓発のあり方を検討しているところです。

議長:私学教育一般について言えることですが、学校独自の教育理念や建学の精神があり、今後、少子化が進んでいく中で、少人数教育などの私学としての良い面を全面に出して、公立学校では中々できないような内容を実施していく可能性がある訳ですから、私学側でもそうした特徴を打ち出し、頑張っていくことになろうかと思えます。

本日、認可が適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

(事務局から各委員に答申書案配付)

議長: 答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: 異議がないようですので、文案のとおり、本日付けで答申することとします。

<その他>

議長: 次に、次第3の「その他」に入ります。

「第71回全国私立学校審議会連合会総会の報告」について、出席されました田澤委員から御報告願います。

田澤委員: 平成28年10月20日、21日の両日に群馬県高崎市で開催されました、第71回全国私立学校審議会連合会総会に総務学事課の川村さんと出席しましたので、その概要を報告いたします。

はじめに、全国私立学校審議会連合会会長、続いて開催地である群馬県私立学校審議会会長からあいさつがありました。また、私立学校審議会委員功労者表彰があり、本県からは、本年7月まで委員を務められた、花田隆則氏が受賞されました。

その後、平成27年度事業報告、収支決算報告、平成28年度事業計画、収支予算などが報告・協議されました。

総会終了後は、各専門部会に分かれて協議が行われ、私が出席した高等学校関係の専門部会では、文部科学省担当者により、本年9月に策定された広域通信制高等学校に係るガイドラインについての説明があったほか、各部会の共通議題として、学校設置認可のあり方についてなど、各都道府県の取組状況などについて意見交換がなされました。

ガイドラインの策定については、同連合会がこれまで文部科学省に過去15年、15回にわたり要望を行い、このたびようやく策定に至ったという経過が説明され、そしてまた広域通信制高等学校の調査については、文部科学省においても実施してほしいという声も聞かれました。広域通信制高等学校は広範囲にわたり生徒・施設が存在することから、当該都道府県のみで全てを調査することは困難であり、できるならば文部科学省において実態調査等をしてほしいということであり、そうした意見が多かったように認識した次第です。こうした点が今後の課題となるものと思います。また、広域通信制高等学校の教育活動が健全に行われていくかどうかについては、まだ十分な教育環境が整っていない、課題が山積しているということが報告されたところで、す。

なお、来年度は石川県で開催されるとのことです。以上で報告を終わります。

議長: せっかくの機会ですので、出席された田澤委員にお伺いした点や、その他の御意見等はございませんか。

(事務局から「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」について、概要等を説明)

議長: 本県は幸いにして、広域通信制高等学校も限られており、やっかいな問題はないと思えますけれども。

事務局: 本県の状況を申し上げれば、青森山田高等学校の広域通信制のみであり、札幌市に協力校があるだけでして、毎年、調査に行っており、状況はきちんと把握できているものと認識しています。国の調査においても、特段の指摘等もなく、問題のない部類の方なのではないかと思っています。

議長: 実際にトラブル等が起こって、では対応しましょうとなった場合に、ものすごい広域で展開していると、県が何かしようとしても、県の範囲外となれば手に負えないということになる訳です。こうしたことにどう対応すべきかということが、これまでも全国の会議等で問題になり、文部科学省へ要望したりしてきてますが、具体的に県だけで対応できないようなやっかいな問題が起こった場合に、こういう仕組みでやりますよというところが、中々期待したような形で、しっかり出てきていないところなのだと思います。

事務局: 基本的には、許認可した自治体において、しっかり把握しなさいということですが、そう言うものの、実態としては、47都道府県に展開している広域通信制の学校もあり、また、複数のいわゆるサテライト校・サポート校として様々な形態の施設が展開されている状況もあり、それをすべからず本校自体でも、しっかり把握できているのかとなると、中々難しいのではと思うところでは。

議長: 結局、こうした問題を抱えている県において、いかに対応しようか思案し、実際に対応してみても、どうにもできないので、どうにかできないのかということを永遠に問題にしているように思えます。

田澤委員: 文部科学省の動きが遅いような気がします。問題を受けとめて、迅速に解決するよう動いてもらおうと状況は変わってくると思います。

議長: 問題となってから、だいぶ時間が経っています。具体的な事件としても発生しており、今回

のガイドライン策定という流れになったのですが、良く考えれば、これがまず第一歩ということで、これから始まっていくのではないとも言えるでしょう。

事務局: 今後、様々な調査を通じて、問題点を浮き彫りにし、そのうえで、どのように対応するのかということになるかと思います。各都道府県の私学担当といっても、数名で実務を担っているという状況に変わりはなく、10か所、20か所調査しましょう、他県にも調査に行きましょうとなっても、現実的に対応し難い面もあります。

議長: 文部科学省としても教育の質の確保と言っている訳ですので、頑張ってください、期待したいと申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長: それでは、これをもちまして本日の案件は全て終了いたしましたので、事務局の方にお返しします。

司会: どうもありがとうございました。

これをもちまして第288回青森県私立学校審議会を閉会します。

次回の審議会は来年2月頃を予定しております。日程につきましては調整の上、別途御連絡させていただきます。